

警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップについて

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、本市においては、9月30日に緊急時避難準備区域が解除になったものの、今だ、警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点が設定され、多くの市民が市外の避難所等での生活を余儀なくされているとともに、放射性物質からの影響に対する不安を抱えて生活しています。

このような中、細野内閣府特命担当大臣が、平成23年8月1日のTV番組で福島第一原発から半径20km圏内の警戒区域について「9月に除染を大規模に始めようと思っている」との発言があり、翌8月2日の記者会見で、「除染のやり方を今検討しており、9月の中旬までに実現可能性も含め考え方を整理し、実施したいと考えている。」との説明がありました。さらに、9月19日には福島第一原子力発電所の原子炉の冷温停止について年内に達成を目指すという見解を示しました。

本市としましては、この細野大臣の発言を重く受けとめ、警戒区域、計画的避難区域においても、すでに作成した「市民の安全・安心の確保に向けた対応策ロードマップ」と同様に、区域解除を前提とした対応策について次のとおり取り組むこととします。

1 警戒区域・計画的避難区域の解除に対応した取組み目標の設定について

取組み目標の設定は、9月19日に福島第一原子力発電所の原子炉の冷温停止について年内に達成を目指すという見通しを示した細野特命大臣の発言を基本とし、当面、10月から来年3月までの6ヶ月を想定した本市の取組み目標を設定するものとします。

また、民主党・自民党・公明党の議員立法による「福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染の対処に関する特別措置法」が8月末に成立しましたが、現時点で明らかになっているこの特別措置法の概要は、「①災害廃棄物については、大臣は地域を指定し、処理等に関する計画を策定。また、地域指定以外の一定基準を超える廃棄物も指定。地域指定及び指定された廃棄物の処理は国が実施。②放射性物質により汚染された土壌等（住宅等も含む）については、大臣は汚染状態が基準に適合しないと見込まれる地域を指定し、県はその地域を調査し基準に適合しないと認める区域の除染等の措置計画を策定。国、県、市は技術指針に従って除染等を実施。」となっています。

除染及び災害廃棄物処理に関しては、警戒区域及び計画的避難区域は国が実施する方向で調整されているものの、まだ不透明な点もあり取組み目標を設定しにくい

面もありますが、南相馬市として実施すべき事項をすべて抽出し、目標を設定することとします。

2 警戒区域・計画的避難区域の解除に対応した環境整備について

(1) 各専門チーム等における対応すべき対策と取組みについて

区域解除に向け、避難している市民の皆様の放射性物質からの影響に対する不安の解消と、従来の生活を回復するためのインフラ整備等の必要な各行政分野（災害対策専門チーム）ごとの課題を精査のうえ、抽出し、早期に万全の環境整備対策を講じることとし、別紙に示す「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」を作成しました。

また、各チームは策定したロードマップに基づき、取り組み事項実施・進行管理を行い、総合管理は災害対策総括チームで行なうこととします。

(2) 警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップについて

「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」は、以下に示すとおりです。

なお、本ロードマップは「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」におけるステップ2の今後の進捗評価によって、警戒区域等の解除への道筋や時期等における環境変化が生じた場合には、必要に応じ見直しを行なうものとします。